

EXサービス運送約款の一部改正

(複数人でのチケットレス乗車及び訪日外国人向けQRコードによるチケットレス乗車サービス開始等に伴う改正)

現行	改正
(前略)	(前略)
(用語の意義)	(用語の意義)
<p>第2条 この約款における主な用語の意義は次の各号に掲げるとおりとします。</p>	<p>第2条 この約款における主な用語の意義は次の各号に掲げるとおりとします。</p>
<p>(1) 「EXサービス」とは、会員規約等において規定するインターネットから旅客運送契約の締結、変更、解約等を行うことができるサービスの総称です。ただし、EX路線の特別急行列車に有効な特別急行券としての効力のみを有する商品に関する事柄 <u>を除きます。</u></p>	<p>(1) 「EXサービス」とは、会員規約等において規定するインターネットから旅客運送契約の締結、変更、解約等を行うことができるサービスの総称です。ただし、EX路線の特別急行列車に有効な特別急行券としての効力のみを有する商品に関する事柄 <u>については、当社又は他社が別に定める場合を除き、これに含みません。</u></p>
(中略)	(中略)
<p><u>(7) 「会員ID」とは、EXサービス会員を識別するためにEXサービス会員ごとに付与された固有の番号をいいます。</u></p>	<p><u>(削る)</u></p>
<p>(8) 「EX乗車」とは、EX運送契約に基づき、EX路線の特別急行列車に乗車することをいいます。</p>	<p>(7) 「EX乗車」とは、EX運送契約に基づき、EX路線の特別急行列車に乗車することをいいます。</p>
<p>(9) 「EX-ICカード」とは、EX乗車のためにEX路線の駅における入出場に使用するものとして当社又は他社がエクスプレス予約会員に貸与したICカードをいいます。</p>	<p>(8) 「EX-ICカード」とは、EX乗車のためにEX路線の駅における入出場に使用するものとして当社又は他社がエクスプレス予約会員に貸与したICカードをいいます。</p>
<p><u>(10) 「EX-IC携帯電話機」とは、EX乗車のためにEX路線の駅における入出場に使用するものとしてエクスプレス予約会員が登録した携帯電話機等をいいます。</u></p>	<p><u>(削る)</u></p>
<p>(11) 「交通系ICカード」とは、東海旅客鉄道株式会社ICカード乗車券運送約款(平成18年10月社通達第112号)第3条第2号に規定するTOICA乗車券及び同第46条第1項各号に掲げるTOICA乗車券以外のICカード乗車券をいいます。</p>	<p>(9) 「交通系ICカード」とは、東海旅客鉄道株式会社ICカード乗車券運送約款(平成18年10月社通達第112号)第3条第2号に規定するTOICA乗車券及び同第46条第1項各号に掲げるTOICA乗車券以外のICカード乗車券をいいます。</p>
<p>(12) 「<u>スマートEX</u>交通系ICカード」とは、EX乗車のためにEX路線の駅における入出場に使用するものとして <u>スマートEX</u>会員によって登録さ</p>	<p>(10) 「<u>EXサービス</u>交通系ICカード」とは、EX乗車のためにEX路線の駅における入出場に使用するものとして <u>EXサービス</u>会員によって登録さ</p>

現行	改正
<p>れている交通系ICカードをいいます。</p> <p>(13) 「EX-ICカード等」とは、EX-ICカード、<u>EX-IC携帯電話機及びスマートEX交通系ICカード</u>をいいます。</p> <p>(14) 「<u>エクスプレス予約会員証</u>」とは、<u>エクスプレス予約会員であって、JR東海エクスプレス予約サービス会員規約（ビューカード会員用）、エクスプレス予約サービスに関する特約（ビューカード会員用）及びJR東海EX-ICサービス規約（ビューカード会員用）に同意したお客様に当社が配布するエクスプレス予約会員であることを示す会員証</u>をいいます。</p> <p>(15) 「ICカード番号」とは、EX-ICカード等 <u>及びエクスプレス予約会員証</u> を識別するために付与された固有の番号をいいます。</p> <p>(16) 「EX窓口」とは、EX運送契約に係るEX-ICカード等の処理を行う当社又は他社が別に定める箇所をいいます。</p> <p>(17) 「EX新幹線自動改札機」とは、EX路線の駅において当社又は他社が別に定める改札口に設置されたEX路線の特別急行列車に乗車するお客様の改札を行う改札機（EX路線とEX路線以外の鉄道路線とを乗り継いで利用するお客様の改札を行う箇所（以下「新幹線乗換改札口」といいます。）に設置された改札機を含みます。）等であって、EX-ICカード等の処理を行うものをいいます。</p> <p>(18) 「EXサービスきっぷ」とは、EX運送契約を締結したEXサービス会員が会員規約等の定めるところにより受け取った、当該EX運送契約において約定した乗車日、乗車区間、利用設備等を券面に記載した証票をいいます。</p> <p>(19) 「システム等」とは、EXサービスの提供及びEX運送契約の履行に必要なシステム、機器、ネットワークその他の設備をいいます。</p> <p>(注) 第3号に規定するスマートEXサービスは、日本国以外の国又は地域においては、別の名称により呼称されることがあります。</p>	<p>れている交通系ICカードをいいます。</p> <p>(11) 「<u>QRチケット</u>」とは、EX乗車のためにEX路線の駅における入出場に使用するものとして、当社がお客様に付与するQRコードをいいます。</p> <p>(注) <u>QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。</u></p> <p>(12) 「EX-ICカード等」とは、EX-ICカード <u>及びEXサービス</u> 交通系ICカードをいいます。</p> <p>(削る)</p> <p>(13) 「ICカード番号」とは、EX-ICカード等を識別するために付与された固有の番号をいいます。</p> <p>(14) 「EX窓口」とは、EX運送契約に係るEX-ICカード等 <u>及びQRチケット</u> の処理を行う当社又は他社が別に定める箇所をいいます。</p> <p>(15) 「EX新幹線自動改札機」とは、EX路線の駅において当社又は他社が別に定める改札口に設置されたEX路線の特別急行列車に乗車するお客様の改札を行う改札機（EX路線とEX路線以外の鉄道路線とを乗り継いで利用するお客様の改札を行う箇所（以下「新幹線乗換改札口」といいます。）に設置された改札機を含みます。）等であって、EX-ICカード等 <u>及びQRチケット</u> の処理を行うものをいいます。</p> <p>(16) 「EXサービスきっぷ」とは、EX運送契約を締結したEXサービス会員が会員規約等の定めるところにより受け取った、当該EX運送契約において約定した乗車日、乗車区間、利用設備等を券面に記載した証票をいいます。</p> <p>(17) 「システム等」とは、EXサービスの提供及びEX運送契約の履行に必要なシステム、機器、ネットワークその他の設備をいいます。</p> <p>(注) 第3号に規定するスマートEXサービスは、日本国以外の国又は地域においては、別の名称により呼称されることがあります。</p>

現行	改正
<p>(中略)</p> <p>(この約款の変更)</p> <p>第3条 この約款(この約款において、当社又は他社が別に定めるとしている事項を含みます。)は、<u>事前に通知することなく</u>変更される場合があります、変更後は変更後の内容のみ有効とします。ただし、この約款の変更の時点で成立しているE X運送契約(成立後に契約内容を変更したものを含みます。)については、別段の定めをしない限り、この約款の変更後であってもその契約が成立した時の約款によるものとします。</p> <p>(中略)</p> <p>第4章 入出場等</p> <p>(入場時の確認)</p> <p>第10条 E X乗車をしようとするお客様がE X路線の駅において入場する際には、次の各号に掲げるいずれかの方法によらなければなりません。</p> <p>(1) <u>E X運送契約を締結したE Xサービス会員</u>が、E X新幹線自動改札機により、所持するE X-I Cカード等のI Cカード番号と、<u>会員I Dに対応するE X-I Cカード等のI Cカード番号</u>の照合を受け、当該E X乗車の旅客運送請求権の権利者である<u>E Xサービス会員である</u>ことの確認を受ける方法。(以下この方法を「I C入場」といいます。)</p> <p>(2) E Xサービスきっぷを所持するお客様が、当該E Xサービスきっぷの券面に表示された乗車日、乗車区間、利用設備等が当該E X乗車に有効な内容であることについて、係員が必要と認める確認を受ける方法。</p>	<p>(18) <u>「お客様」とは、E Xサービス会員及び会員規約等に定める利用者をいいます。</u></p> <p>(中略)</p> <p>(この約款の変更)</p> <p>第3条 この約款(この約款において、当社又は他社が別に定めるとしている事項を含みます。)は、変更される場合があります、変更後は変更後の内容のみ有効とします。ただし、この約款の変更の時点で成立しているE X運送契約(成立後に契約内容を変更したものを含みます。)については、別段の定めをしない限り、この約款の変更後であってもその契約が成立した時の約款によるものとします。</p> <p>(中略)</p> <p>第4章 入出場等</p> <p>(入場時の確認)</p> <p>第10条 E X乗車をしようとするお客様がE X路線の駅において入場する際には、次の各号に掲げるいずれかの方法によらなければなりません。</p> <p>(1) <u>お客様</u>が、E X新幹線自動改札機により、所持するE X-I Cカード等のI Cカード番号<u>に対する</u>照合を受け、当該E X乗車の旅客運送請求権の権利者であることの確認を受ける方法。(以下この方法を「I C入場」といいます。)</p> <p><u>(2) お客様が、E X新幹線自動改札機により、所持するQRチケットに対する照合を受け、当該E X乗車の旅客運送請求権の権利者であることの確認を受ける方法。(以下この方法を「QR入場」といいます。)</u></p> <p>(3) E Xサービスきっぷを所持するお客様が、当該E Xサービスきっぷの券面に表示された乗車日、乗車区間、利用設備等が当該E X乗車に有効な内容であることについて、係員が必要と認める確認を受ける方法。</p>

現行	改正
<p>2 IC入場は、会員規約等の定めるところにより認められた場合に限り、行うことができます。</p> <p>(中略)</p> <p>6 IC入場をした <u>EXサービス会員</u> は、当該 IC入場時に発行されたEX運送契約の主な内容を記載した紙片（以下「EXご利用票」といいます。）を受け取り、第12条の規定により出場するまでの間、ご自身で所持するものとします。</p> <p>(入場後かつ出場前の確認)</p> <p>第11条 前条の規定により入場したお客様は、次条の規定により出場するまでの間、係員の請求があるときは、いつでも次の各号に掲げるものを呈示し、係員が必要と認める確認を受けなければなりません。</p> <p>(1) IC入場をした <u>EXサービス会員</u> にあっては、当該 IC入場時に使用したEX-ICカード等。ただし、EX路線の特別急行列車内において係員の請求があった場合であって、係員が認めたときに限り、当該 IC入場時に受け取ったEXご利用票の呈示をもってEX-ICカード等の呈示に代えることができるものとします。</p> <p>(2) 前条第1項第2号に規定する方法により入場したお客様にあっては、EXサービスきっぷ。</p> <p>(出場時の確認)</p> <p>第12条 EX乗車をしたお客様がEX路線の駅において出場する際には、次の各号に掲げるいずれかの方法によらなければなりません。</p> <p>(1) IC入場をした <u>EXサービス会員</u> にあっては、EX新幹線自動改札機に</p>	<p>2 IC入場 <u>及びQR入場（以下総称して「チケットレス入場」といいます。）</u> は、会員規約等の定めるところにより認められた場合に限り、行うことができます。</p> <p>(中略)</p> <p>6 <u>チケットレス</u> 入場をした <u>お客様</u> は、当該 <u>チケットレス</u> 入場時に発行されたEX運送契約の主な内容を記載した紙片（以下「EXご利用票」といいます。）を受け取り、第12条の規定により出場するまでの間、ご自身で所持するものとします。</p> <p>(入場後かつ出場前の確認)</p> <p>第11条 前条の規定により入場したお客様は、次条の規定により出場するまでの間、係員の請求があるときは、いつでも次の各号に掲げるものを呈示し、係員が必要と認める確認を受けなければなりません。</p> <p>(1) IC入場をした <u>お客様</u> にあっては、当該 IC入場時に使用したEX-ICカード等。ただし、EX路線の特別急行列車内において係員の請求があった場合であって、係員が認めたときに限り、当該 IC入場時に受け取ったEXご利用票の呈示をもってEX-ICカード等の呈示に代えることができるものとします。</p> <p><u>(2) QR入場をしたお客様にあっては、当該QR入場時に使用したQRチケット及び当該QR入場時に受け取ったEXご利用票。ただし、EX路線の特別急行列車内において係員の請求があった場合であって、係員が認めたときに限り、当該QR入場時に受け取ったEXご利用票のみの呈示をもってQRチケット及びEXご利用票の呈示に代えることができるものとします。</u></p> <p>(3) 前条第1項第3号に規定する方法により入場したお客様にあっては、EXサービスきっぷ。</p> <p>(出場時の確認)</p> <p>第12条 EX乗車をしたお客様がEX路線の駅において出場する際には、次の各号に掲げるいずれかの方法によらなければなりません。</p> <p>(1) IC入場をした <u>お客様</u> にあっては、EX新幹線自動改札機により、当該</p>

現行	改正
<p>より、当該IC入場時に使用したEX-ICカード等の確認を受ける方法。(以下この方法を「IC出場」といいます。)</p> <p>(2) 第10条第1項第2号に規定する方法により入場したお客様にあっては、入場時に確認を受けたEXサービスきっぷの券面に表示された乗車日、乗車区間、利用設備等が、当該EX乗車に有効な内容であることについて、係員が必要と認める確認を受ける方法。</p> <p>(注) 第2号に規定する方法により出場する場合は、旅客規則の定めるところにより、当該EXサービスきっぷを係員に引き渡さなければなりません。</p> <p>(中略)</p> <p>(契約内容の変更)</p> <p>第15条 当社又は他社が別に定める特別な旅客運送条件を選択した場合を除き、EX運送契約を締結したEXサービス会員は、EXサービスきっぷの発行を請求した時点又はIC入場をした時点のいずれか早い方の時点よりも前に限り、会員規約等の定めるところにより、当該EX運送契約において約定した乗車日、乗車区間、乗車列車又は利用設備を変更することができます。</p> <p>(中略)</p> <p>(別途乗車)</p> <p>第16条 EX乗車をしているお客様は、あらかじめ係員に申し出て承諾を得た場合に限り、EX運送契約において約定した着駅を超えて乗車することができます。この場合、旅客規則第247条第1項に定める別途乗車として取り扱うも</p>	<p>IC入場時に使用したEX-ICカード等の確認を受ける方法。(以下この方法を「IC出場」といいます。)</p> <p><u>(2) QR入場をしたお客様にあっては、EX新幹線自動改札機により、当該QR入場時に使用したQRチケットの確認を受ける方法。(以下この方法を「QR出場」といいます。)</u></p> <p>(3) 第10条第1項第3号に規定する方法により入場したお客様にあっては、入場時に確認を受けたEXサービスきっぷの券面に表示された乗車日、乗車区間、利用設備等が、当該EX乗車に有効な内容であることについて、係員が必要と認める確認を受ける方法。</p> <p>(注) 第3号に規定する方法により出場する場合は、旅客規則の定めるところにより、当該EXサービスきっぷを係員に引き渡さなければなりません。</p> <p>(中略)</p> <p>(契約内容の変更)</p> <p>第15条 当社又は他社が別に定める特別な旅客運送条件を選択した場合を除き、EX運送契約を締結したEXサービス会員は、EXサービスきっぷの発行を請求した時点又は<u>チケットレス入場をした時点(利用人数を2人以上と約定したEX運送契約にあってはいずれかのお客様がチケットレス入場をした時点。)</u>のいずれか早い方の時点よりも前に限り、会員規約等の定めるところにより、当該EX運送契約において約定した乗車日、乗車区間、乗車列車又は利用設備を変更することができます。</p> <p>(中略)</p> <p>(別途乗車)</p> <p>第16条 EX乗車をしているお客様は、あらかじめ係員に申し出て承諾を得た場合に限り、EX運送契約において約定した着駅を超えて乗車することができます。この場合、旅客規則第247条第1項に定める別途乗車として取り扱うも</p>

現行	改正
<p>のとし、E X運送契約において約定した着駅から実際の下車駅までの区間の旅客規則に定める普通旅客運賃及び利用設備に対する料金を別途收受します。</p> <p>2 前項の場合、E X運送契約において約定した着駅を超えて乗車した時点で、E X運送契約の履行は完了したものとします。</p> <p>3 <u>IC</u>入場をした <u>E Xサービス会員</u> は、第1項の定めにより約定した着駅を超えて乗車した場合、下車駅において出場する際にE X－I Cカード等をE X窓口の係員に差し出して処理を受けるものとします。なお、下車駅にE X窓口が無い場合は、後刻、E X窓口にてE X－I Cカード等を差し出して処理を受けるものとします。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(E X運送契約の解除)</p> <p>第18条 E X運送契約を締結したE Xサービス会員は、当該E X運送契約に基づくE X乗車のためにE X路線の駅において入場する前に限り、次の各号に定めるところにより、E X運送契約の解除及び運賃等の払いもどしを請求することができます。</p> <p>(1) E Xサービスきっぷの発行を受けたE Xサービス会員にあっては、E X運送契約において約定した乗車日までに、当社又は他社が別に定める箇所の係員に当該E Xサービスきっぷを差し出して請求するものとします。</p> <p>(2) 前号以外のE Xサービス会員にあっては、会員規約等の定めるところによります。</p> <p>2 E Xサービス会員は、前項の規定によりE X運送契約を解除する場合は、払いもどし手数料として320円を支払うものとします。ただし、E X運送契約において約定した利用設備が普通車指定席又は特別車両である場合であって、指定列車出発時刻までに解除が成立しなかったときは、E X路線の各駅相互間に利用設備ごとに別に定める額(以下「特定額」といいます。)とします。</p> <p>(注) エクスプレス予約サービスにより締結したE X運送契約における特定額と、スマートE Xサービスにより締結したE X運送契約における特定額は</p>	<p>のとし、E X運送契約において約定した着駅から実際の下車駅までの区間の旅客規則に定める普通旅客運賃及び利用設備に対する料金を別途收受します。</p> <p>2 前項の場合、E X運送契約において約定した着駅を超えて乗車した時点で、E X運送契約の履行は完了したものとします。</p> <p>3 <u>チケットレス</u>入場をした <u>お客様</u> は、第1項の定めにより約定した着駅を超えて乗車した場合、下車駅において出場する際にE X－I Cカード等 <u>又はQRチケット</u> をE X窓口の係員に差し出して処理を受けるものとします。なお、下車駅にE X窓口が無い場合は、後刻、E X窓口にてE X－I Cカード等 <u>又はQRチケット</u> を差し出して処理を受けるものとします。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(E X運送契約の解除)</p> <p>第18条 E X運送契約を締結したE Xサービス会員は、当該E X運送契約に基づくE X乗車のためにE X路線の駅において入場する前に限り、次の各号に定めるところにより、E X運送契約の解除及び運賃等の払いもどしを請求することができます。</p> <p>(1) E Xサービスきっぷの発行を受けたE Xサービス会員にあっては、E X運送契約において約定した乗車日までに、当社又は他社が別に定める箇所の係員に当該E Xサービスきっぷを差し出して請求するものとします。</p> <p>(2) 前号以外のE Xサービス会員にあっては、会員規約等の定めるところによります。</p> <p>2 E Xサービス会員は、前項の規定によりE X運送契約を解除する場合は、払いもどし手数料として <u>片道1人あたり</u> 320円を支払うものとします。ただし、E X運送契約において約定した利用設備が普通車指定席又は特別車両である場合であって、指定列車出発時刻までに解除が成立しなかったときは、E X路線の各駅相互間に利用設備ごとに別に定める額(以下「特定額」といいます。)とします。</p> <p>(注) エクスプレス予約サービスにより締結したE X運送契約における特定額は</p>

現行	改正
<p>異なります。</p> <p>3 第1項の規定によるほか、E X運送契約は、次の各号の1に該当する場合は解除されます。</p> <p>(1) E Xサービス会員が、E X運送契約において約定した乗車日までにE Xサービスきっぷの発行の請求 <u>又はIC入場</u> をしなかったとき。</p> <p>(2) E Xサービスきっぷを所持するお客様が、E X運送契約において約定した乗車日までに入場しなかったとき。<u>ただし、当該E X運送契約が利用人数を2人以上と約定したものである場合であって、利用人数のうち一部のお客様が入場しなかったときは、入場しなかったお客様のE X乗車に関する部分のみが解除されます。</u></p> <p>4 前項の <u>場合</u>、運賃等の取扱いは次の各号に定めるとおりとします。</p> <p>(1) 前項第1号の場合は、E X運送契約の運賃等から払いもどし手数料(約定した乗車区間の一部又は全部において利用設備を普通車指定席又は特別車両と約定したE X運送契約にあつては特定額とし、約定した乗車区間の全部において利用設備を自由席と約定したE X運送契約にあつては320円とします。)を差し引いた額の払いもどしをします。</p> <p>(2) 前項第2号の場合は、払いもどしの取扱いはありません。</p> <p>(中略)</p> <p>第6章 特殊取扱 (E X-ICカード等の不所持) 第20条 <u>IC入場</u>をした <u>E Xサービス会員</u> が、<u>第11条の規定に基づく係員か</u></p>	<p>と、スマートE Xサービスにより締結したE X運送契約における特定額は異なります。</p> <p>3 第1項の規定によるほか、E X運送契約は、次の各号の1に該当する場合は解除されます。<u>ただし、当該E X運送契約が利用人数を2人以上と約定したものである場合であつて、利用人数のうち一部のお客様が第2号又は第3号に該当するときは、そのお客様のE X乗車に関する部分のみが解除されます。</u></p> <p>(1) E Xサービス会員が、E X運送契約において約定した乗車日までにE Xサービスきっぷの発行の請求をしなかったとき。</p> <p><u>(2) お客様が、E X運送契約において約定した乗車日までにチケットレス入場しなかったとき。</u></p> <p><u>(3) E Xサービスきっぷを所持するお客様が、E X運送契約において約定した乗車日までに入場しなかったとき。</u></p> <p>4 前項の <u>規定により解除されたE X運送契約における</u> 運賃等の取扱いは、次の各号に定めるとおりとします。</p> <p>(1) 前項第1号 <u>又は第2号</u> の場合は、E X運送契約の運賃等から払いもどし手数料(約定した乗車区間の一部又は全部において利用設備を普通車指定席又は特別車両と約定したE X運送契約にあつては特定額とし、約定した乗車区間の全部において利用設備を自由席と約定したE X運送契約にあつては <u>片道1人あたり</u> 320円とします。)を差し引いた額の払いもどしをします。</p> <p>(2) 前項第3号の場合は、払いもどしの取扱いはありません。</p> <p>(中略)</p> <p>第6章 特殊取扱 (E X-ICカード等 <u>又はQRチケット</u> の不所持) 第20条 <u>チケットレス</u> 入場をした <u>お客様</u> が、<u>以下の各号の1に該当する</u> 場合</p>

現行	改正
<p><u>らの請求があった際にEX-ICカード等を呈示しない場合又は出場時にEX-ICカード等を所持していない</u>場合は、旅客規則第268条に規定する乗車券類の紛失として取り扱います。</p> <p>2 前項の取扱いを受けた <u>EXサービス会員が再收受証明書をEX窓口に差し出した</u> 場合であって、<u>係員が認めた</u> ときは、当該EX運送契約の運賃等及び増運賃・増料金を収受していた場合の当該増運賃・増料金について、320円の払いもどし手数料を収受したうえで払いもどしをすることがあります。</p> <p>3 <u>IC入場をしたEXサービス会員が</u> <u>出場時にEX-ICカード等を所持していない</u> 場合であって、当該 <u>IC入場時に使用したEX-ICカード等がIC出場</u> 等に使用されていないと係員が認めたときは、第1項の規定にかかわらず、旅客規則第268条に規定する乗車券類の紛失として取り扱わずに、出場の取扱いをすることがあります。</p> <p>(中略)</p>	<p>は、旅客規則第268条に規定する乗車券類の紛失として取り扱います。</p> <p><u>(1) 第11条第1項第1号の規定に基づく係員からの請求があった際にEX-ICカード等を呈示しない場合。</u></p> <p><u>(2) 第11条第1項第2号の規定に基づく係員からの請求があった際にQRチケット及びEXご利用票を呈示しない場合。</u></p> <p><u>(3) 出場時にEX-ICカード等を所持していない場合。</u></p> <p><u>(4) 出場時にQRチケット及びEXご利用票を所持していない場合。</u></p> <p><u>(5) 出場時にQRチケットが既に出場に使用されていると係員が認めた場合。</u></p> <p>2 <u>お客様が</u> 前項の取扱いを受けた場合であって、<u>以下の各号に定める</u> ときは、当該EX運送契約の運賃等及び増運賃・増料金を収受していた場合の当該増運賃・増料金について、<u>片道1人あたり</u> 320円の払いもどし手数料を収受したうえで払いもどしをすることがあります。</p> <p><u>(1) 前項第1号又は第3号に該当する場合は、お客様が、再收受証明書及び当該IC入場時に使用したEX-ICカード等をEX窓口に差し出して、係員が認めたとき。</u></p> <p><u>(2) 前項第2号又は第4号に該当する場合は、当該EX運送約款を締結したEXサービス会員が、再收受証明書及び当該QR入場時にお客様が受け取ったEXご利用票又はお客様が使用したQRチケットをEX窓口に差し出して、係員が認めたとき。</u></p> <p>3 <u>チケットレス入場をしたお客様が</u> <u>第1項第3号又は第4号に該当する</u> 場合であって、当該 <u>EX運送契約を締結したEXサービス会員が、当該チケットレス入場時にお客様が受け取ったEXご利用票をEX窓口に差し出し、当該EX-ICカード等又は当該QRチケットがIC出場又はQR出場(以下総称して「チケットレス出場」といいます。)</u> 等に使用されていないと係員が認めたときは、第1項の規定にかかわらず、旅客規則第268条に規定する乗車券類の紛失として取り扱わずに、出場の取扱いをすることがあります。</p> <p>(中略)</p>

現行	改正
<p>(E Xサービスきっぷの紛失)</p> <p>第 21 条 お客様がE Xサービスきっぷを紛失した場合は、旅客規則第 268 条に定める乗車券類の紛失として取り扱います。</p> <p>2 前項の取扱いを受けたお客様が、紛失したE Xサービスきっぷ及び再收受証明書を当社又は他社が別に定める箇所の係員に差し出した場合であって、係員が認めたときは、当該E X運送契約の運賃等及び増運賃・増料金を収受していた場合の当該増運賃・増料金について、320 円の払いもどし手数料を差し引いた額の払いもどしをすることがあります。</p> <p>(不正使用)</p> <p>第 22 条 次に掲げる各号の 1 に該当する場合は、E X運送契約に基づく旅客運送請求権を無効とし、旅客規則第 264 条及び第 267 条の規定により乗車区間及び利用設備に対する旅客規則に定める普通旅客運賃・料金及びその 2 倍に相当する増運賃・増料金を収受します。また、この場合、E X－I Cカード等、E Xサービスきっぷ <u>若しくはエクスプレス予約会員証</u> を回収し、又は <u>E X－I C携帯電話機</u> の <u>E X－I C携帯電話機</u> としての登録を取り消すことがあります。</p> <p>(1) 第 10 条第 1 項各号に規定する方法以外の方法で入場し乗車したとき。</p> <p>(2) 無効なE X－I Cカード等を使用して入場し乗車したとき。</p> <p>(3) 第 11 条に規定する入場後かつ出場前の確認を拒んだとき。</p> <p>(4) 他人の個人名が <u>利用者として</u> 登録されたE X－I Cカード等を使用して入場し乗車したとき。</p> <p>(5) エクスプレス予約会員が使用させる者として指定した者以外の者が非記名式E X－I Cカードを使用して入場し乗車したとき。</p> <p>(6) 係員の承諾を得ずにE X運送契約において約定した乗車区間以外の区間に乗車し又は利用設備以外の設備を利用したとき。</p>	<p>(E Xサービスきっぷの紛失)</p> <p>第 21 条 お客様がE Xサービスきっぷを紛失した場合は、旅客規則第 268 条に定める乗車券類の紛失として取り扱います。</p> <p>2 前項の取扱いを受けたお客様が、紛失したE Xサービスきっぷ及び再收受証明書を当社又は他社が別に定める箇所の係員に差し出した場合であって、係員が認めたときは、当該E X運送契約の運賃等及び増運賃・増料金を収受していた場合の当該増運賃・増料金について、<u>片道 1 人あたり</u> 320 円の払いもどし手数料を差し引いた額の払いもどしをすることがあります。</p> <p>(不正使用)</p> <p>第 22 条 <u>お客様が</u>、次に掲げる各号の 1 に該当する場合は、E X運送契約に基づく旅客運送請求権を無効とし、旅客規則第 264 条及び第 267 条の規定により乗車区間及び利用設備に対する旅客規則に定める普通旅客運賃・料金及びその 2 倍に相当する増運賃・増料金を収受します。また、この場合、E X－I Cカード等、<u>QRチケット若しくは</u> E Xサービスきっぷを回収し、又は <u>E Xサービス交通系 I Cカード</u> の <u>E Xサービス交通系 I Cカード</u> としての登録を取り消すことがあります。</p> <p>(1) 第 10 条第 1 項各号に規定する方法以外の方法で入場し乗車したとき。</p> <p>(2) 無効なE X－I Cカード等 <u>又はQRチケット (偽造したもの等を含む)</u> を使用して入場し乗車したとき。</p> <p>(3) 第 11 条に規定する入場後かつ出場前の確認を拒んだとき。</p> <p>(4) <u>実際に乗車するお客様でない</u> 他人の個人名が登録されたE X－I Cカード等を使用して入場し乗車したとき。</p> <p><u>(5) 他人のQR入場に係るQRチケットを使用して入場し乗車したとき。</u></p> <p><u>(6) エクスプレス予約会員が使用させる者として指定した者以外の者が非記名式E X－I Cカードを使用して入場し乗車したとき。</u></p> <p><u>(7) 係員の承諾を得ずにE X運送契約において約定した乗車区間以外の区間に乗車し又は利用設備以外の設備を利用したとき。</u></p> <p><u>(8) E X運送契約を締結せずにE X－I Cカード等を使用して入場し乗車し</u></p>

現行	改正
<p>(7) EX運送契約を締結せずにEX-ICカード等を使用して入場し乗車したとき。(ただし、係員が特に認めた場合を除きます。)</p> <p>(8) 会員規約等の規定に違反して乗車したとき。</p> <p>(9) その他EX-ICカード等、EXサービスきっぷ <u>又はエクスプレス予約会員証</u> を不正乗車的手段として使用したとき。</p> <p>第7章 輸送障害等 (輸送障害時におけるEX運送契約の締結の特例) 第22条の2 お客様は、列車の運行不能、遅延等の輸送障害が発生した際、当社又は他社が別に定めるところにより、あらかじめ定められた出発時刻を経過した乗車列車を約定するEX運送契約を締結できる場合があります。</p> <p>(中略)</p> <p>(IC入場又はIC出場の中止) 第27条 次の各号の1に該当する場合は、当社又は他社は、<u>IC入場又はIC出場の取扱いを中止</u>することがあります。</p> <p>(1) システム等に障害が発生した場合。</p> <p>(2) システム等の保守が必要となった場合。</p> <p>(3) 駅の停電等によりEX新幹線自動改札機が使用できなくなった場合。</p> <p>(4) その他運輸上又は安全上の都合により <u>IC入場又はIC出場の取扱いを継続</u>することが困難になった場合。</p>	<p>たとき。(ただし、<u>第27条の2の規定により乗車する場合又は</u>係員が特に認めた場合を除きます。)</p> <p><u>(9) 第12条第1項各号に規定する方法以外の方法で出場したとき。</u></p> <p>(10) 会員規約等の規定に違反して乗車したとき。</p> <p>(11) その他EX-ICカード等、<u>QRチケット又は</u>EXサービスきっぷを不正乗車的手段として使用したとき。</p> <p><u>2 EX路線の駅において出場した後であっても、お客様が、前項各号の1に該当することが判明した場合は、当該EX運送契約を締結したEXサービス会員を特定のうへ、前項の規定による普通旅客運賃・料金及びその2倍に相当する増運賃・増料金を収受します。</u></p> <p>第7章 輸送障害等 (輸送障害時におけるEX運送契約の締結の特例) 第22条の2 EXサービス会員は、列車の運行不能、遅延等の輸送障害が発生した際、当社又は他社が別に定めるところにより、あらかじめ定められた出発時刻を経過した乗車列車を約定するEX運送契約を締結 <u>又は変更を行うこと</u>ができる場合があります。</p> <p>(中略)</p> <p>(<u>チケットレス入場又はチケットレス出場の中止</u>) 第27条 次の各号の1に該当する場合は、当社又は他社は、<u>チケットレス入場又はチケットレス出場の取扱いを中止</u>することがあります。</p> <p>(1) システム等に障害が発生した場合。</p> <p>(2) システム等の保守が必要となった場合。</p> <p>(3) 駅の停電等によりEX新幹線自動改札機が使用できなくなった場合。</p> <p>(4) その他運輸上又は安全上の都合により <u>チケットレス入場又はチケットレス出場の取扱いを継続</u>することが困難になった場合。</p> <p>2 前項に定めるほか、<u>お客様</u>の所持するEX-ICカード等の不良により、</p>

現行	改正
<p>2 前項に定めるほか、<u>EXサービス会員</u>の所持するEX-ICカード等の不良により、<u>IC</u>入場又は<u>IC</u>出場ができない場合があります。</p> <p>3 前2項の場合の入場又は出場の方法は、次の各号に定めるとおりです。</p> <p>(1) <u>IC</u>入場の取扱いが中止された場合の入場方法は、第10条第1項第2号に規定する方法とします。ただし、当社又は他社が認めた場合は、当社又は他社が別に定める方法により当該EX運送契約の旅客運送請求権の権利者である<u>EXサービス会員である</u>ことを確認し、入場の取扱いをすることがあります。</p> <p>(2) <u>IC</u>入場をしてEX乗車した後に<u>IC</u>出場の取扱いが中止された場合の出場方法は、当社又は他社が別に定める方法とします。</p> <p>(責任)</p> <p>第28条 第22条の2の規定によるEX運送契約の締結は、<u>お客様</u>の責任において行うものとし、約定した乗車列車への乗り遅れ等、お客様に発生した不利益等については、その理由の如何を問わず、当社又は他社は一切の責任を負いません。</p>	<p><u>チケットレス</u>入場又は<u>チケットレス</u>出場ができない場合があります。</p> <p>3 前2項の場合の入場又は出場の方法は、次の各号に定めるとおりです。</p> <p>(1) <u>チケットレス</u>入場の取扱いが中止された場合の入場方法は、第10条第1項第3号に規定する方法とします。ただし、当社又は他社が認めた場合は、当社又は他社が別に定める方法により当該EX運送契約の旅客運送請求権の権利者であることを確認し、入場の取扱いをすることがあります。</p> <p>(2) <u>チケットレス</u>入場をしてEX乗車した後に<u>チケットレス</u>出場の取扱いが中止された場合の出場方法は、当社又は他社が別に定める方法とします。</p> <p><u>(システム障害時等における特殊な乗車取扱い)</u></p> <p><u>第27条の2 前条第1項第1号、第2号又は第4号に該当する場合は、前条の規定によるほか、当社又は他社は、EX運送契約を締結していないEXサービス会員に対して、同一のEX-ICカード等によりEX路線の旅行開始駅及び旅行終了駅のEX新幹線自動改札機による処理を受ける方法により、乗車の取扱いを行うことがあります。</u></p> <p><u>2 前項の規定により乗車の取扱いをする場合の利用設備は、自由席とします。ただし、エクスプレス予約会員であって、空席があり運輸上支障がないと係員が認めて承諾した場合は、普通車指定席に乗車の取扱いをすることがあります。</u></p> <p><u>3 前各項の規定によるEX運送契約の締結の成立時期は、第4条の規定を準用するものとし、運賃等はEXサービス会員が実際の乗車区間につき利用設備を自由席と約定した場合の第6条に定める額とします。</u></p> <p>(責任)</p> <p>第28条 第22条の2の規定によるEX運送契約の締結 <u>又は変更</u> は、<u>EXサービス会員</u>の責任において行うものとし、約定した乗車列車への乗り遅れ等、お客様に発生した不利益等については、その理由の如何を問わず、当社又は他社は一切の責任を負いません。</p> <p>(中略)</p>

現行	改正
<p>(中略)</p> <p>3 システム等の障害等に伴って <u>EXサービス会員</u> に発生した不利益については、次条に規定する措置を取ることから、当社又は他社は一切の責任を負いません。</p> <p>(以下略)</p>	<p>3 システム等の障害等に伴って <u>お客様</u> に発生した不利益については、次条に規定する措置を取ることから、当社又は他社は一切の責任を負いません。</p> <p>(以下略)</p>

附則

この通達は、令和3年3月6日から施行する。